

白石町合併20周年記念



町民提案事業補助金交付の手引き

白石町は、令和7年1月1日に合併20周年を迎えます。
この記念の年を、町民の皆さんとともにお祝いするべく、
町民の皆さんからの提案による様々な記念事業を募集し、
補助金を交付します。

【補助額】

補助率	対象経費の3分の2以内
1事業あたりの補助上限額	10万円

町ホームページより、申請書をダウンロードし、必要書類とともに
白石町役場企画財政課政策調整係にご提出ください。

提出期限は事業を実施する 2週間前までです。

ただし、**予算に達し次第募集を締め切ります**のでご了承ください。

▼白石町ホームページ



問合せ 白石町役場 企画財政課 政策調整係

TEL 0952-84-7112

E-mail kikakuzaisei@town.shiroishi.lg.jp

1. 補助対象団体

次の要件を全て満たす団体

- ・活動の拠点が白石町内にある団体
- ・5人以上の団体（過半数が町内に在住・在勤・在学であること）

2. 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業

- ・白石町合併 20 周年記念事業として、団体が自主的に、かつ、**原則として新たに**取り組む事業

（※既存事業の場合は、新たにに取り組む部分を補助の対象とします。）

- ・令和 7 年 3 月 31 日までに実施・完了する事業
- ・白石町内で行われる事業
- ・他の補助金の対象事業として補助を受けていない事業

（※この事業に対して、他の補助金の交付を受けている場合は、本補助金の対象となりません。ただし、別の事業に対して補助を受けている場合は、対象となります。この場合、それぞれの事業の収支を明確に分けてください。）

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・営利を主たる目的とする事業
- ・政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する、又は反するおそれのある事業

3. 経理における留意事項

事業実施にあたっては、支出が生じるごとに、支払先から領収書を求め保管しておくとともに、出納簿等に記録してください。会計処理が適切になされていない場合、事業に必要な経費であっても補助対象経費として認められない場合があります。

【補助対象外となる経費】

次のような経費は補助の対象経費とはなりません。

- ・団体の構成員に対する人件費や謝礼等
- ・団体の構成員による会合等の飲食費
- ・備品の購入費（備品：事務机等、事業終了後も消耗することなく利用可能なもの）
- ・団体の事務所等を維持するための経費（団体事務所の賃借料、光熱水費等の管理費）

《補助対象経費例》 （※すべて領収書等の証拠書類が必要です）

費目	内容
1 報償費	講師・専門家等への謝礼等 （補助団体の構成員に対して支払うものを除く。）
2 旅費	事業にかかる交通費 ※ガソリン代は補助対象外
3 消耗品費	消耗品（事務用品等の消耗性のある物品）の購入費
4 印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等
5 役務費	郵便料等の通信運搬費、保険料、手数料、広告料等
6 委託料	警備委託、会場設営委託等の業務委託料
7 使用料及び賃借料	会場使用、備品等のレンタル料
8 その他	その他、町長が認める経費 ※具体的にその内容を記載すること

※ご不明な点等につきましては、事前にお問い合わせください。

4. 補助金交付までの流れ

